

各位

消費税の増税に伴う取扱いについて

ご承知の通り、10月1日より消費税が10%に増税されます。

消費税の算定する基準は、「資産の譲渡や貸付け」または「サービスの提供」が行われた時となりますので、

①9月30日以前の取引（商品を渡した・受取った）税率は8%

②10月1日以降の取引 税率は10%

が適用されます。

ただし飲食料品は軽減税率対象品目となりますので、税率は8%です。

当社では取り扱っている商品やサービスについて、

①一般購買品 10%、8%（飲食料品）

②ドキュメントセンターの印刷物 10%

③CUCグッズ

・文具やボトル、タオル、ワイン 10%

・オリジナル天然水、コーヒー 8%

④郵便切手・はがき等 非課税（ただし一部切手等は新規料金に改定）

⑤業務委託契約によるサービス 10%

といたします。

なお契約日や見積日が消費税増税前であったとしても、商品出荷日（または納品日）やサービス提供日が10月1日以後であれば、10%の税率が課されますのでご理解願います。

以上